

第5節 喫煙に関する措置

指定場所では、喫煙による出火防止を図るため、全面的に喫煙を禁止するか、適当な喫煙所の設置をするなどの必要な措置を講じるよう義務付けられています。

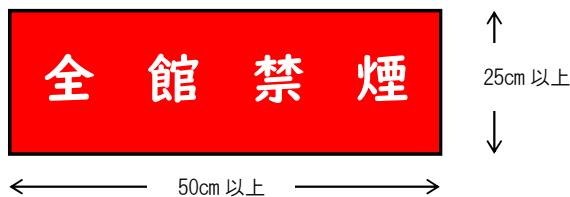
1 全面的に禁煙とする場合の措置

防火対象物全体又は一部の階全体の喫煙を禁止し、喫煙所を設置しないことができます。

この場合、次の措置を講じる必要があります。

- (1) 当該指定場所又は階が「全面的に禁煙」であり、喫煙所を設置していないことを利用者に知らせ、理解できるように入口等の見やすい箇所に「喫煙を禁止されている旨の標識」を設置する。
- (2) 定期的に館内を巡視する。
- (3) 全面的に禁煙である旨又は別の階に設けられた喫煙所の案内等を館内に一斉放送する。

標識例



※ 「全館禁煙」、「全面禁煙」などの標識は、地色が赤、文字の色は白とし、大きさは幅25cm以上、長さ50cm以上とします。

喫煙場所の案内、留意事項などその他の標識は、地色、文字の大きさ、色等は任意です。利用者にわかりやすい表示、大きさとしてください。

標識・案内等の文言例

「全館禁煙」

「当〇〇〇百貨店では、全館禁煙です。喫煙所は設置しておりません。」

「この階は禁煙」

「この階は禁煙です。喫煙所は、〇階にあります。」

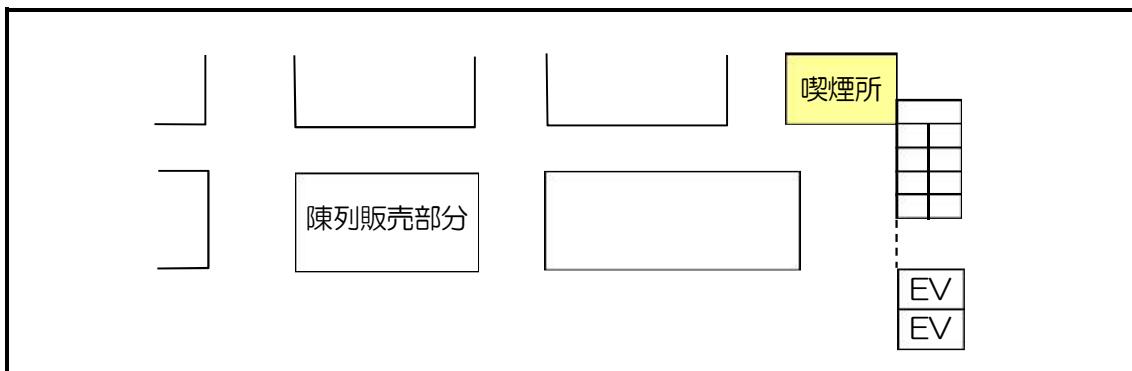
2 喫煙所の設置

「適当な数の喫煙所」は次の基準に基づいて安全な場所に、安全な構造で設け、万全な管理を行っていかなければなりません。

- (1) 喫煙所は、利用者だれもが利用できるように設けること。
- (2) 設置場所、設置個数については、指定場所の規模、形態、顧客の滞留状況などを考慮し、利用しやすい場所に適当な数の喫煙所を設けること。
- (3) 喫煙所を設ける位置は、次のように設けること。

ア 通行や避難に支障のない位置

例

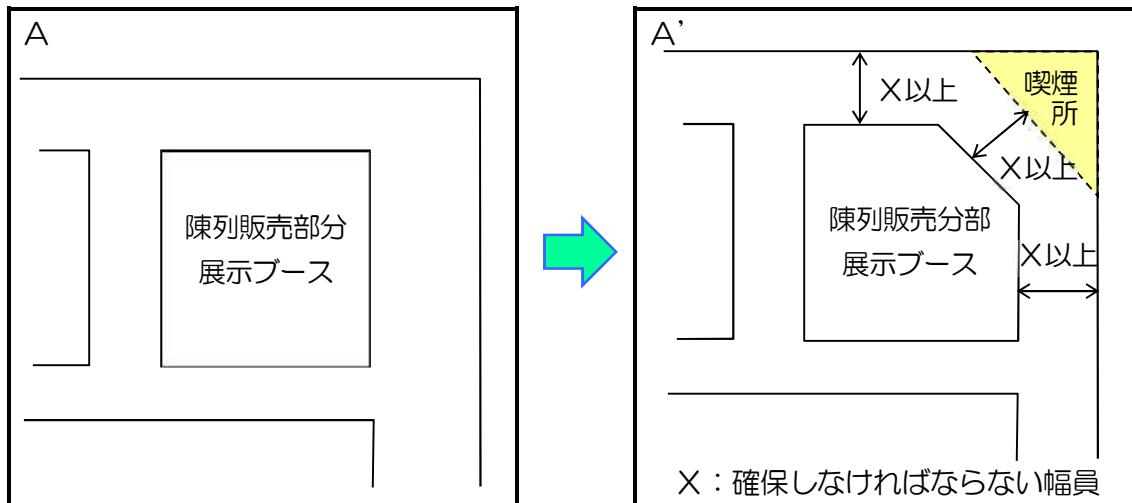


イ 廊下、通路などに設ける場合

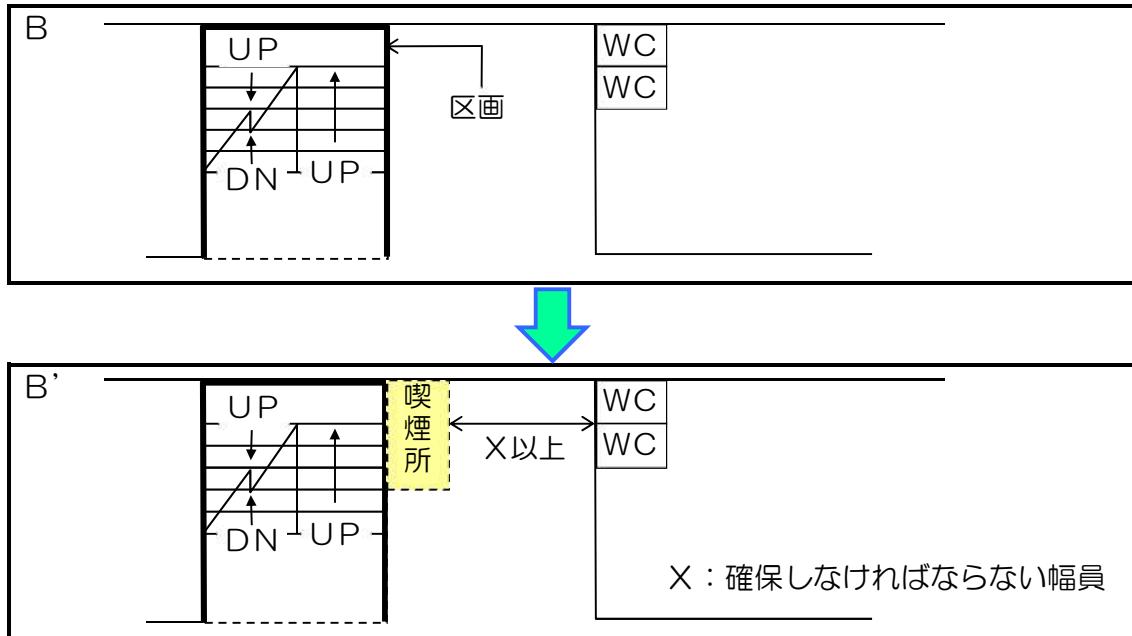
ほかに設ける場所がないためやむを得ず廊下又は通路に設ける場合は、条例又は建築関係法令に所定の幅員を確保することが定められている廊下、通路の幅員を確保し、避難の障害にならないよう、例1～例3のように設けます。

なお、階段室内（踊場など）、エスカレーターの防火区画内、避難口の周囲、避難器具設置場所の周囲又は廊下若しくは通路等の通行の用に供する部分には設置することはできません。

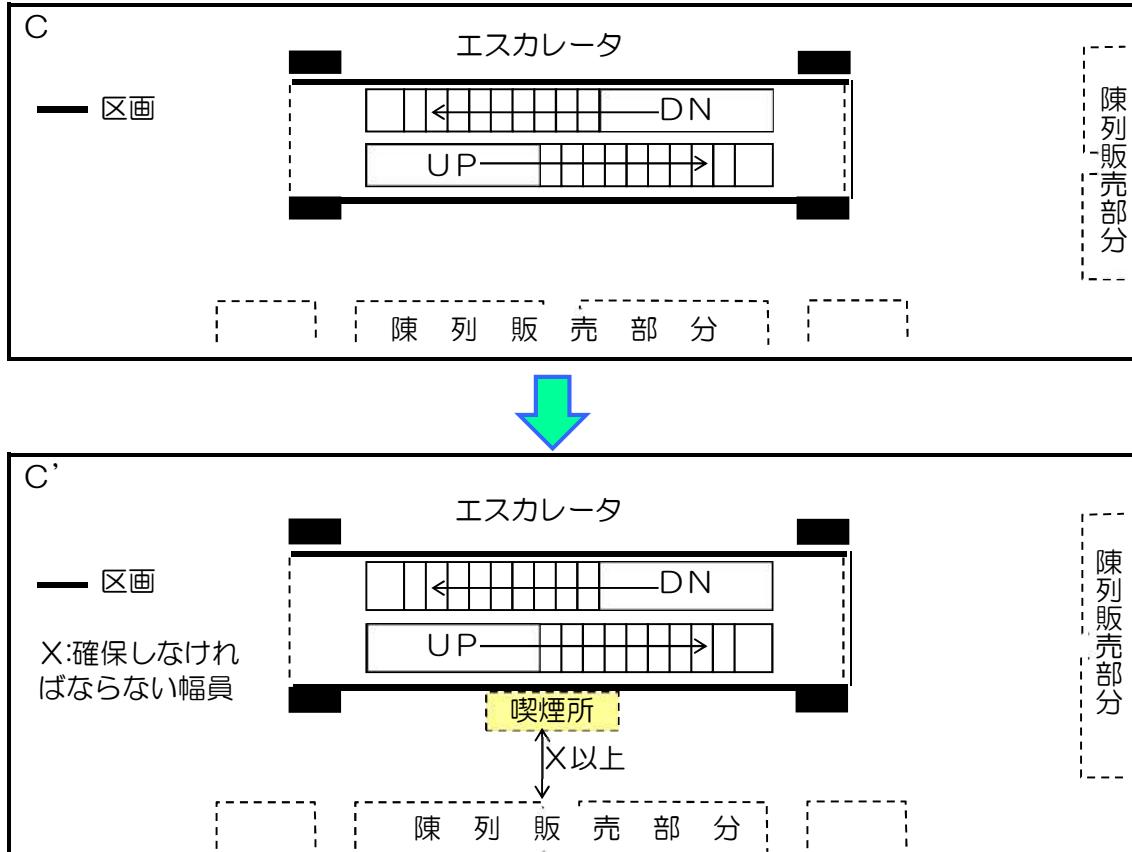
例1 下図Aのような場合であれば、A'のように設けることができます。



例2 下図Bのような場合であれば、B'のように設けることができます。



例3 下図Cのような場合であれば、C'のように設けることができます。



ウ 可燃物の転倒落下のおそれがない、周囲の商品などの可燃物から防火上有効な距離（水平距離1.8m以上）を確保できる位置とします。

周囲の可燃物から防火上有効な距離を確保することができない場合は、準不燃材料の間仕切りなどを設け、防火上有効に遮断します。

なお、間仕切りなどは、震災時に周囲の商品などの可燃物が喫煙所内に転倒落下しないよう固定され、かつ、十分な高さのものとします。

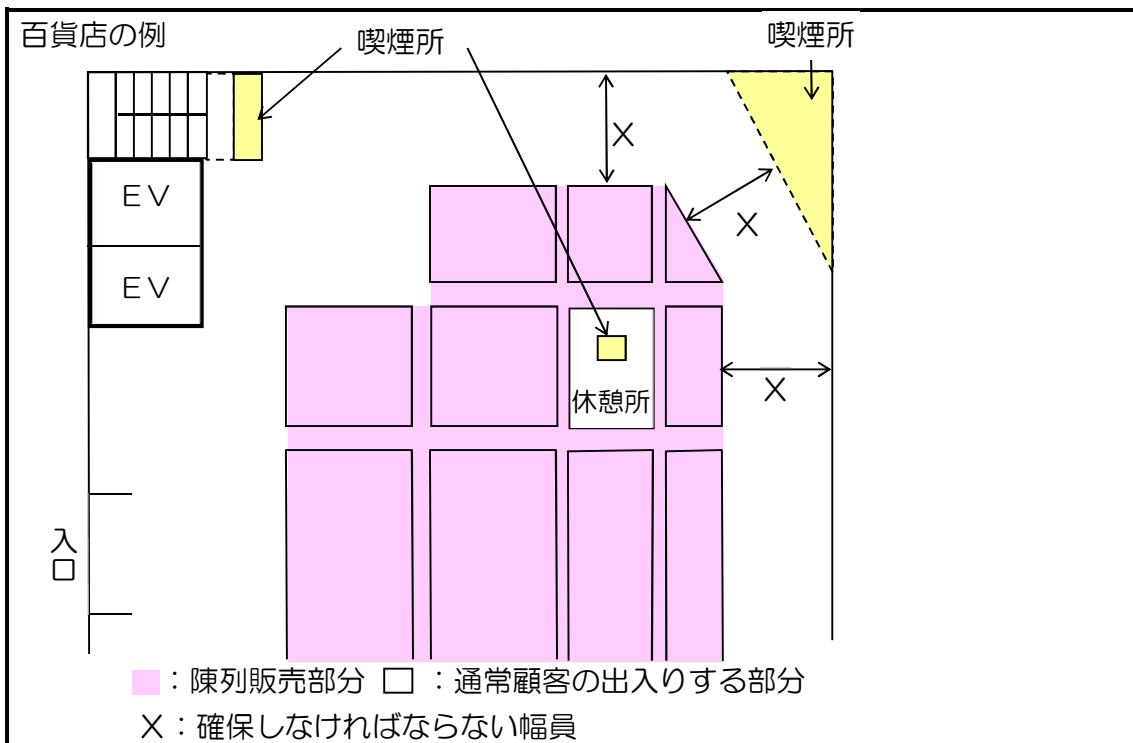
エ 屋内消火栓設備や避難器具などの「消防用設備等の操作の障害とならない位置」に設けます。

オ 百貨店等に設ける場合は、床面の色表示、間仕切り等により他の部分と区別します。

カ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器、いすその他喫煙に必要なもの以外は置かないようにします。

キ 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いて区画します。

準不燃材料	コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタルなどの不燃材料のほか、石膏ボード（厚さ9mm以上）など、建基政令第1条第5号に定める性能を有する建築材料
-------	--



(4) 喫煙所の標識の設置

喫煙所には次のように標識を設置します。



※ 喫煙が禁止されていることを容易に識別できるものとし、標識の地色は白、文字色は黒です。

(規則別表第3)

ISO7001、JIS Z8210に適合する図記号を併せて表示できます。

健康増進法による標識例



第6節 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁の標識

指定場所には、禁止されている行為を利用者に知らせるため、規制内容に応じた「禁煙」、「火気厳禁」、「危険物品持込み厳禁」の標識を、入口など利用者の見やすいところに設けなければなりません。(条例第23条第2項)

それぞれの標識は、次のように定められています。(規則別表第3)

禁煙の標識



※図記号は JIS 規格の例

ISO 規格の例

火気厳禁の標識



危険物品持込み厳禁



地色:赤 文字色:白

ISO7010、JIS Z8210に適合する図記号を併せて表示できます。

日本語のほか、他の言語を併記できます。

第7節 指定場所における禁止行為の制止義務

百貨店や劇場などの指定場所では、入口などの見やすい場所に標識を設け、喫煙、裸火使用及び危険物品の持込みなどが禁止されていることを利用者に知らせますが、知らずに喫煙などを行う人もいます。もし、指定場所において喫煙など禁止されている行為を行っている人がいる場合には、指定場所の関係者はこれをやめさせなければなりません。（条例第23条第7項）

建物の所有者や防火管理者などの関係者は、従業員等に対して、禁止されている行為の制止義務とその方法について周知し、徹底する必要があります。

屋内展示場、劇場など、一時的に占有し、使用する主催者がいる場合には、主催者に対して規制の主旨を理解させ、制止義務とその方法について徹底する必要があります。

